

中部山岳国立公園誘客プロモーション業務委託
プロポーザル公募要領

令和6年3月15日

岐阜県飛騨県事務所

| | | |
|----|---------------------------------|---|
| 第1 | 募集の内容 | 1 |
| | 1 業務委託名 | |
| | 2 業務内容 | |
| | 3 委託業務期間 | |
| | 4 委託費の上限 | |
| 第2 | プロポーザルに係る事項 | 2 |
| | 1 プロポーザル参加要件 | |
| | 2 企画提案書の作成 | |
| | (1) 業務の実施計画 | |
| | (2) 業務の実施体制 | |
| | (3) SDGsへの取り組み | |
| | 3 プロポーザルの手続等 | |
| | (1) スケジュール | |
| | (2) 公募要領等の配布 | |
| | (3) 公募要領等に関する質問受付（回答を含む） | |
| | (4) 参加申込受付 | |
| | (5) 企画提案書受付 | |
| | (6) 参加に際しての留意事項 | |
| | (7) 見積書作成にあたっての注意事項 | |
| | (8) 関係書類の送付先・受付場所及び留意事項 | |
| 第3 | 評価に関する事項 | 6 |
| | 1 評価方法 | |
| | 2 評価会議 | |
| | 3 評価項目及び評価基準 | |
| | 4 最優秀提案者の選定 | |
| | 5 選定結果の通知及び公表 | |
| 第4 | 契約についての留意事項 | 7 |
| | 1 契約方法 | |
| | 2 契約保証金 | |
| | 3 電子サービス契約を利用した電子契約の締結 | |
| 第5 | 業務の適正な実施に関する事項 | 7 |
| | 1 関係法令の遵守 | |
| | 2 業務の一括再委託の禁止 | |
| | 3 個人情報保護 | |
| | 4 守秘義務 | |
| 第6 | 業務の継続が困難となった場合の措置について | 8 |
| | 1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合 | |
| | 2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合 | |
| 第7 | その他 | 8 |
| 第8 | 問い合わせ先 | 8 |
| 別表 | プロポーザル評価基準（評価項目及び評価内容） | 9 |

中部山岳国立公園誘客プロモーション業務委託 プロポーザル公募要領

新型コロナウイルスの影響で、人々の旅行スタイルが変容しており、都市型観光から郊外型体験観光にシフトしていると言われる中、飛騨地域における中部山岳国立公園の観光資源は「サステイナブル・ツーリズム」に資する本県の強みの1つであり、自然資源や観光資源の魅力を最大限に生かした情報発信等を行うことで、誘客に繋げていくことが重要です。

また、中部山岳国立公園南部地域においては、「松本高山Big Bridge 構想実現プロジェクト」が進められており、松本市・高山市両市街地からのアクセスの容易さを生かしつつ、当該エリアが世界水準の旅先となるべく地域一体となった新たな観光圏の確立を目指しているところです。

そこで、本業務では、「松本高山 Big Bridge 構想」を推進するため、特に首都圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）在住者をターゲットに中部山岳国立公園南部地域の魅力が十分に伝わる誘客プロモーションを行うことで、奥飛騨温泉郷をはじめとする当該エリアの認知度向上、客層の拡大、周遊及び宿泊促進、さらには観光消費額の増加に繋げるような仕組みの提案を募集します。

この公募要領は、業務委託の内容、プロポーザルにあたっての参加要件及び選定手続を定めたものです。

◎留意事項

令和6年第1回岐阜県議会定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行いませんので、予めご承知願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっても、県においては、その損害について一切負担しません。

第1 募集の内容

1 業務委託名

中部山岳国立公園誘客プロモーション業務委託

2 業務内容

別添「仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）

4 委託費の上限

5, 538, 170円（消費税及び地方消費税込み）

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加要件

プロポーザルに参加できる者は、以下の条件を満たす者としします。

プロポーザルに参加できる者は、本委託業務を効果的かつ効率的に実施できる法人又は複数の法人で構成される団体（以下「共同体」という。）であり、次に掲げる全ての要件を満たすものとしします。

なお、単独法人にあつては、下記①～⑫までのすべての要件を満たすものとしします。共同体にあつては、すべての構成員が①～⑨までのすべての要件を満たすことが必要であり、また、代表構成員は⑩の要件を満たすこととし、⑪及び⑫の要件については、いずれかの構成員が満たす必要があるものとしします。

- ① 日本国内に本社、本店を置いている法人であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- ③ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- ④ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）。
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）。
 - ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項に規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥ 岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価委員会の日までの期間内に受けていないこと又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑦ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置要領」に基づく資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議開催日までの期間中に受けていないこと。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- ⑨ 県税等の公租公課について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
- ⑩ 評価会議の日において県の入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されているものであること。
- ⑪ 法令等の規定による官公署免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うにあつては、当該免許、許可、認可を受けていること。
- ⑫ 過去 5 年間に、国、地方公共団体または観光協会が実施した首都圏向け観光誘客プロモーション業務の受託実績があること。

2 企画提案書の作成

以下の（１）から（３）の項目について、企画提案書を作成してください。なお、企画提案書は様式１のとおりとし、日本工業規格Ａ４（一部Ａ３版資料折込使用可）とします。また、企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

（１）業務の実施計画

別添仕様書「４ 業務内容」を参照し、以下の実施計画を提出してください。

- ① ターゲットの設定
- ② 各種媒体を活用したプロモーション
 - ・プロモーション媒体の選定
 - ・情報発信する観光コンテンツ
- ③ インフルエンサーを活用したプロモーション
 - ・活用するインフルエンサー
 - ・プロモーションの内容
- ④ 誘客イベント等の開催
- ⑤ WEBサイトへの広告誘導
 - ・活用する広告媒体の選定
- ⑥ 業務スケジュール

（２）業務の実施体制

- ① 本業務に類する事業の実施実績
- ② 本業務の人員体制、実施体制、連携体制等
- ③ 総括責任者、業務担当者の資格・経験・能力等

（３）SDGsへの取り組み

3 プロポーザルの手続等

（１）スケジュール

| 項目 | 日程 |
|-----------------|---------------------------------|
| ① 公募要領等の公表・配布 | 令和6年3月15日（金）～4月5日（金） |
| ② 公募要領等に関する質問受付 | 令和6年3月15日（金）～3月29日（金） 正午 |
| ③ プロポーザル参加申込受付 | 令和6年3月15日（金）～4月5日（金） |
| ④ 企画提案書受付 | 令和6年3月15日（金）～4月12日（金） |
| ⑤ プロポーザル評価会議 | 令和6年4月22日（月）予定 |
| ⑥ 選定結果の通知・公表 | 令和6年4月下旬予定 |

（２）公募要領等の配布

- ① 配布期間 令和6年3月15日（金）～4月5日（金）
午前8時30分～午後5時（土日祝日を除く）
- ② 配布場所 岐阜県飛騨県事務所振興防災課 観光係
（〒506-8688 高山市上岡本町7-468）

※ 公募要領等は、岐阜県庁ホームページ「トップ／県政情報／入札・公売／公募型プロポーザル」（<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/>）からも入手できます。

（３）公募要領等に関する質問受付（回答を含む）

- ① 受付期間 令和6年3月15日（金）～3月29日（金）**※最終日は正午まで**

② 提出方法

質問は(別紙1)の様式により、電子メール又はFAXにより提出してください。

*提出後は、下記提出先に確認の電話をしてください。

*電子メールの場合は、件名を「中部山岳国立公園誘客プロモーション業務委託」として送信してください。

③ 提出先

岐阜県飛騨県事務所振興防災課 観光係

TEL 0577-33-1111 (内 206・208)

FAX 0577-33-1085

E-mail c20509@pref.gifu.lg.jp

④ 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県のホームページにて公開します。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/>

(4) 参加申込受付

① 受付期間 令和6年3月15日(金)～4月5日(金) 午後5時まで

② 提出書類

ア 参加申込書・・・・・・・・・・・・・・・・別紙2

イ 共同体構成員届出書・・・・・・・・・・別紙3 (該当する場合のみ)

ウ 共同体協定書・・・・・・・・・・・・・・・・別紙4 (該当する場合のみ)

エ 共同体委任状・・・・・・・・・・・・・・・・別紙5 (該当する場合のみ)

オ 過去5年間に実施した首都圏向け観光誘客プロモーション業務の受託実績が分かるもの(例:業務契約書、仕様書、実績報告書等)

③ 提出方法

参加希望者は、プロポーザル参加申込書(別紙2)を、飛騨県事務所振興防災課観光係まで持参又は郵送により提出(期間内に必着)してください。なお、持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとします。※郵送の場合は電話により送達を確認してください。

(5) 企画提案書受付

① 受付期間 令和6年3月15日(金)～4月12日(金) 午後5時まで

② 提出書類、提出部数

ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・様式1

イ 見積書(内訳書含む)・・・・・・・・・・様式任意

ウ 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・様式2

④ 提出部数

9部(正本1部、副本8部)

⑤ 提出方法

飛騨県事務所振興防災課観光係までに持参又は郵送により提出してください。

持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとします。郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください(期間内に必着とすること)。

⑥ その他

プロポーザル評価会議において、上記②の提出書類を使用してプレゼンテーションを実施していただきます。

(6) 参加に際しての留意事項

① 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

- ア 構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ウ 最優秀提案者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- エ 応募提案書類に虚偽の記載をした場合
- オ 公募要領に反すると認められる場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

② 無効事由

提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合は、無効となります。

③ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

④ 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

⑤ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。(軽微なものを除く。)

⑥ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑦ 費用負担

企画提案書の作成、提出等参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑧ その他

- ア 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。
- イ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- ウ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日（土日祝日除く）の正午までに、辞退届（様式自由）を飛騨県事務所振興防災課観光係に持参又は郵送により申し出てください。

(7) 見積書作成にあたっての注意事項

① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

② 本事業実施に係る通信運搬費（電話回線使用料、郵送料等）、事務費（消耗品費等）は必要に応じて計上してください。

- ③ 人件費については、労働条件、市場実態等を踏まえて適切な水準を設定してください。

(8) 関係書類の送付先・受付場所及び留意事項

岐阜県飛騨県事務所振興防災課観光係

〒506-8688 高山市上岡本町 7-468

TEL 0577-33-1111 (内 206・208)

FAX 0577-33-1085

E-mail c20509@pref.gifu.lg.jp

(注意1) 上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送、ファックス又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうか確認を電話で行ってください。

(注意2) メール送信の際は、件名に「中部山岳国立公園誘客プロモーション業務委託」と記したうえで送信してください。

第3 評価に関する事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める委員により組織された「中部山岳国立公園誘客プロモーション業務委託プロポーザル評価会議」が行います。

なお、委託者の選定に当たっては、評価項目に沿って、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価会議構成員が評価・採点し審議のうえ選定します。

2 評価会議

(1) 開催日・場所

日時：令和6年4月22日(月)(予定)

場所：飛騨総合庁舎内会議室(予定)

(2) 企画提案の所要時間(1提案者あたり)

プレゼンテーション 15分以内

評価会議構成員からの質疑 10分程度

(3) 注意事項

- ① 評価会議への出席は2名までとします。
- ② 参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ③ 指定の時間に遅れた場合には、評価会議への参加を認めません。
- ④ プレゼンテーションは、紙を用いて行うものとし、印刷した資料を企画提案書受付期限までに9部提出してください。なお、プレゼンテーション当日に資料を追加することは認めません。
- ⑤ 参加者が多数となった場合には、プレゼンテーションを実施せず、質疑応答のみで評価を行う場合があります。

3 評価項目及び評価基準

別表「プロポーザル評価基準」のとおり

4 最優秀提案者の選定

- ・上記評価項目について、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、評価会議構成員が評価・採点し、各評価会議構成員の順位点の合計が最も

低い提案者を最優秀提案者として選定します。なお、総評価点の6割を基準点とし、基準点を満たさない提案者は選定の対象としません。

- ・同点数により複数の最高得点者が生じた場合は、原則として提案金額の安価な提案者を最優秀提案者とします。

上記においても複数の同点者が生じた場合は、くじ引きの上、最優秀提案者を決定します。

- ・提案者が1名のみの場合、評価の結果においてプロポーザル評価要領に定める基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とします。基準点に満たない場合は、事業を実施するときには、再度公募を実施します。

5 選定結果の通知及び公表

選定結果は、速やかに参加者に文書にて通知するとともに、以下の項目を岐阜県のホームページ上で公表します。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点及び順位点（得点順）（提案者の名称は秘匿。）
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ その他、最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

なお、応募者が2者の場合、③は公表しません。

また、契約締結後、県のホームページにおいて、契約者、契約日、契約金額等を公表します。

第4 契約についての留意事項

1 契約方法

県は選定した優秀提案者と協議し、業務委託に係る仕様書の内容を確定させたいうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、県と優秀提案者の協議により最終的に決定します。

なお、当初協議により仕様書の内容について調整が困難となった場合には評価結果において総合評価が次に高い提案者と協議を行います。

2 契約保証金

岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号）第114条第2項に掲げる要件に該当する場合は免除します。

3 電子契約サービスを利用した電子契約の締結

最優秀提案者決定後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望確認を行います。

電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼契約用メールアドレス確認書」（別紙6）を提出してください。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報保護

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成 10 年岐阜県条例第 21 号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成 11 年岐阜県規則第 8 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

4 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、業務委託終了後も同様とします。

第 6 業務の継続が困難となった場合の措置について

岐阜県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、岐阜県は契約の取消しができます。この場合、岐阜県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、岐阜県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合には、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第 7 その他

契約候補者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第 8 問い合わせ先

岐阜県飛騨県事務所振興防災課 観光係
〒506-8688 高山市上岡本町 7-468
TEL 0577-33-1111（内 206・208）
FAX 0577-3-1085
E-mail c20509@pref.gifu.lg.jp

プロポーザル評価基準（評価項目及び評価内容）

【評価方法】

- ① 下表に基づき、評価点（満点150点）を算出する。
- ② ①で算出した評価点の合計を総評価点とする。評価会議構成員の総評価点の合計の6割（90点）を基準点とし、基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。
- ③ 総評価点の高い順から順位点を付す。（1位＝1点、2位＝2点、・・・）
- ④ 各評価会議構成員の順位点の合計が最も低い提案者を最優秀提案者として選定する。

| 評価項目 | | 評価基準点 | | | | |
|---|---|------------------|----|----|------|----|
| (1) 業務の実施計画に関する評価 | | 非常に優秀 | 優秀 | 普通 | やや劣る | 劣る |
| <ターゲット層> (10点満点) | | | | | | |
| 1 | 事業の目的を理解し、地域の特性や現状を理解した上でのターゲット設定であるか。 | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |
| <各種媒体を活用したプロモーション> (50点満点) | | | | | | |
| 2 | 提案されたプロモーション媒体は、奥飛騨エリアの認知度向上や誘客促進が期待でき、首都圏のターゲット層に対して十分な訴求効果が見込める媒体であるか。 | 40 | 32 | 24 | 16 | 8 |
| 3 | 上記2の媒体により情報発信する内容は、奥飛騨エリアの魅力を十分に理解・活用したものであり、当エリアでの宿泊や周遊促進が期待できる内容であるか。 | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |
| <インフルエンサーを活用したプロモーション> (30点満点) | | | | | | |
| 4 | 提案されたインフルエンサーは、ターゲット層の多くに訴求でき、かつプロモーション効果が十分に期待できる人材か。 | 20 | 16 | 12 | 8 | 4 |
| 5 | 上記4によるプロモーション内容は、インフルエンサーの特徴を十分に生かし、かつ奥飛騨エリアの魅力を効果的に発信することが期待できるものであるか。 | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |
| <誘客イベントの開催> (25点満点) | | | | | | |
| 6 | 提案された誘客イベント等は、奥飛騨エリアの魅力を最大限に生かすとともに、提案者が目標設定した効果（来訪者数の増加など）が期待できる内容であるか。 | 25 | 20 | 15 | 10 | 5 |
| <WEBサイトへの広告誘導> (10点満点) | | | | | | |
| 7 | 設定するSNS広告等は、より多くの方に訴求できる媒体を活用しており、配信期間や費用配分など指定するWEBページへの誘導が期待できる内容であるか。 | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |
| 小 計 | | 125点満点 | | | | |
| (2) 業務の実施体制等に関する評価 | | 非常に優秀 | 優秀 | 普通 | やや劣る | 劣る |
| 1 | 本事業に類する過去事業の実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かすことが期待できるか。 | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |
| 2 | 実施体制、スケジュールは現実的かつ効果的であるか。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 3 | 事業費の積算は提案された企画内容と整合し、適切・妥当なものであるか。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 小 計 | | 20点満点 | | | | |
| (3) SDGsへの取り組みに関する評価 | | 該当する場合に加点 | | | | |
| 1 | 「環境面の取り組み」(1点)、「社会面の取り組み」(1点)、「経済面の取り組み」(1点)といったSDGsの三側面への取り組みがなされているか。 ぎふSDGs推進パートナー登録制度の「シルバーパートナー」に登録されているか。(1点)ぎふSDGs推進パートナー登録制度の「ゴールドパートナー」に登録されているか。(2点) | (/5) | | | | |
| 小 計 | | 5点満点 | | | | |
| 合 計 | | 150点満点 | | | | |